

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第20号	法 規 集	第6編第2章第2節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課				
条 例 の 概 要	介護保険法第74条第1項及び第2項並びに第72条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第42条第1項第2号の規定に基づく基準該当居宅サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定居宅サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、指定及び指定更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第2期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第7期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	